

平成 21 年 5 月 22 日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2007～2008

課題番号：19520617

研究課題名 (和文) 古代ローマの養子制と貴族家門

研究課題名 (英文) Adoption and Aristocracy in Ancient Rome

研究代表者

安井 もゆる (YASUI MOYURU)

岩手大学・教育学部・准教授

研究者番号：70241502

研究成果の概要：

本研究の目的は、古代ローマの養子制の分析を通じ、ローマ貴族家門の「家」意識のあり方を考察しようというものである。研究の結果、共和政末期以降、貴族家門を含む上層身分全体において、通常の養子縁組が後退し、「遺言による養子縁組」の形態が支配的となることが明らかとなった。「遺言による養子縁組」とは、正式の養子縁組ではなく、名前の継承を条件とする相続に他ならない。このことは、ローマにおいて全体として男系を通じた家門の継承意識が弱まっていったことを示す。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：西洋史、古代ローマ史

1. 研究開始当初の背景

古代ローマ史における養子制の研究は、F・ミュンツァーやM・H・プレヴォなど、政治史的視点からの分析に始まる。これらによると、養子制はローマ共和政において、世襲的門閥貴族が家系を維持し、権力を自家に保持し続ける手段として機能した。そして、このような共和政における門閥の権力維持手段の延長上に、帝政期の元首皇帝による養子制は位置づけられる、とされる。

その後、ローマ史研究全般の関心の移行にともない、養子制をもっぱら政治史的観点か

らのみ位置づけるやり方は影をひそめるようになった。代わって近年隆盛をみるのが、社会史・家族史からのアプローチである。M・コルビエ、J・F・ガードナーらの諸研究が、この方面で成果をあげている。

その結果、かつてのミュンツァー、プレヴォらの古典的業績の問題点も浮き彫りとなってきたように思われる。第一に、これらにあつては、権力維持手段としての養子制という考え方が自明視される。だが、養子慣行の広がり具合、その政治的機能はけっして自明ではなく、それ自体検討を要する問題である。

第二に、帝政期に関しては、帝位の継承手段としての養子縁組に関心が注がれた結果、それ以外の貴族家門における養子制の検討がおろそかになっている。

以上のように、養子制の実態理解の深化をうけて、あらためてこれを政治史の立場から分析しなおす必要が生じている。

2. 研究の目的

以上の研究動向をふまえ、古代ローマの養子制をあらためて検討することにより、ローマ貴族家門の「家」意識のあり方を究明しようとするのが、本研究の目的である。

中世ヨーロッパの封建貴族や近世日本の大名家にとって、「家」の存続は至上命題であったし、実子なき場合は外部から後継者を迎えるのが常だったろう。こうしたケースには権力維持手段としての養子制というとならえ方がよく合致する。だが同様のことが、はたしてローマ貴族家門にあてはまるかどうか、再検討を要する。

3. 研究の方法

養子制の検討にあたり、まず共和政から帝政前期にかけての貴族家門における養子縁組の実例をリストアップする作業を行う。個別の養子縁組について直接伝える史料証言は少ない。そこで養子縁組の事実を知るうえで、重要な手がかりを与えてくれるのが、人名である。養子は養家の名に加えて、しばしば生家の名前を添え名として付け加えるからである。

ローマ人の人名については、共和政に関しては前出プレヴォとD・R・シャックルトン・ベイリーの研究が、帝政期に関してはR・サイム、O・サロミエスの研究がそれぞれ基本文献となる。

養子縁組の具体的データにもとづき、養子慣行の広がりや内実とを考察する。さらにそこからローマ貴族家門の「家」意識の特徴を明らかとする。

4. 研究成果

(1) 明らかとなった事実の要点は、共和政末期以降、通常の養子縁組は徐々に後退し、いわゆる「遺言による養子縁組」の形態が支配的となっていった、ということである。

「遺言による養子縁組」の法的性格をめぐっては、研究者の間で意見が対立している。一方の意見では、有効な死後養子縁組は法的にありえず、「遺言による養子縁組」と呼ばれるものは、要するに名前の継承を条件とした相続、すなわち「名乗りの条件(*condicio nominis ferendi*)」の相続に他ならないとされる。もう一方の意見では、死後養子縁組はありえたとされる。

どちらの意見がより正しいか、決定しがた

い。いずれにせよしかし、共和政末期以降優勢となり、やがて通常の養子縁組に取って代わった「遺言による養子縁組」とは、その多くが「名乗りの条件」の相続であることは疑いない。以下、この特異な形態の相続慣行の歴史的展開を跡づける。

(2) 共和政末期に知られる「遺言による養子縁組」のうち、次のものは「名乗りの条件」の相続である可能性が高い。

① リウィアの遺言による、ドラベッラの相続(*Cic. Att. 7. 8. 3*)

② ガリウスの遺言による、クラウディウス・ネロ(のちの皇帝ティベリウス)の相続(*Suet. Tib. 6. 3*)

③ リウィウス・ドルスス・リボ(*Dio, 54 (ind.)*); *CIL, I. 1, p. 64*)

④ コルネリウス・スキピオの名跡を継いだスキピオ・ポンポニアヌス(*Plin. n. h. 7. 54*)

遅くとも共和政の終末期までに、「名乗りの相続」が行われていたことは明らかである。さらに同時代人キケロの証言から、女性がこの種の相続を遺言することすら当時珍しくなかったらしいことがわかる。当時それは一般的慣行として、かなり広がっていたと考えられる。

(3) 元首政期に「名乗りの条件」の相続が広く行われたことは、関連の法史料から、ある程度推測できる。二世紀の法学者ガイウスとマエキアヌスは、おそらくこの慣行の普及を背景として、「名乗りの条件」を付されながら、それを守らずに相続してもよい場合についてコメントしている(*Dig. 36. 1. 65. 10, 36. 1. 7*)。また遺言全文を記した現存する唯一の記録である、二世紀はじめのいわゆる「ダスミウスの遺言」には、まさにそのような条件が伴っている(*CIL, VI, 10229*)。

続いて具体例を見ていくと、まず元首皇帝の場合、「名乗りの条件」による相続人を定めたことが知られるのは、アウグストゥス帝とガルバ帝のみである。しかも二人のケースは、「名乗りの条件」の相続として典型的な形とはいいがたい。一般的に、元首皇帝は実子なき場合、生前に養子を取ることが多かった。権力の頂点に立つ皇帝は、後継者確保のため、通常の養子縁組を優先したようである。

皇帝以外の上層身分における状況はどうか。元老院議員および騎士の養子縁組の実例をリストアップすると、以下のような結果が導き出される。

通常の養子縁組を比べ「名乗りの条件」の相続は、確実な例に限っても、6例対21例と圧倒的に多くを占める。しかも前者はアウグストゥス帝に集中しており、以後はほとんど後者一色といってよい状態である。史料的に考えて、二つの形態の「遺言による養子縁組」の間で、伝存の度合いに差が生ずる理由

はないので、これは現実をある程度反映するものと見てよいだろう。

有力元老院議員ですら、しばしば養子縁組でなく、「名乗りの条件」の相続を行った。そうした実例として、われわれは、ドミティウス・アフエル、「ダスミウスの遺言」の遺言者、そしてスルピキウス・ガルバ（のちのガルバ帝）の事例を知っている。

(4)「名乗りの条件」の相続と養子縁組とはまったく本質の異なるものである。にもかかわらず、前者が後者にとって代わるなどということが、まことに起こりえたのか。元首政期の史料から読み取れることは、同時代人たちが両者をほとんど区別していないことである。

まずスエトニウスは、ティベリウスやガルバの名前の相続について、一般に養子縁組を表す用語 *adoptare* でもって伝えている。一方で、彼はまた、ガルバの相続人ピソに関する記述で「名前の継承者とする (*in nomen adsciscere*)」の表現も用いている。これはいかにも「名乗りの条件」の相続を表すのに最適の表現のように見えるが、しかし伝記作家は同じ表現を、クラウディウスとネロの正規の養子縁組にも用いている。

「名前の継承者とする」の表現は、タキトウスにも見いだされる。彼はこの言葉を、サルスティウスとネロの場合に用いている。史家はまた、リウリアのアウグスタ名継承を、*adoptio* の表現で言い表している。彼は、リウリアの例を真正の養子縁組と誤解しているらしいのだが、しかしまさにリウリアと同時代の元老院議員パテルクルスもまた、「神君の祭司およびその娘となったのをわれわれが目にした」との言い方をしている。リウリアの名前の継承を、同時代人も含め正規の養子縁組と混同した可能性は少なくない。

より注目されるのは、小プリニウスの記述である。彼はみずからの「プリニウス」襲名を *adoptio* と言い表すのみならず、その名を継いだおじを「父」とさえ呼ぶ。また同じく「名乗りの条件」の相続を行ったウオコニウス・ロマヌスに関しても、彼の名の被継承者をロマヌスの「父」と呼んでいる。さらに、ドミティウス・アフエルとその名を継いだトウルス、ルカヌス兄弟を、たがいに「父」また「子」とする。

こうした「名乗りの条件」の相続と養子縁組との区別の曖昧化は、はたして元首政期にはじめて現れたのか。共和政末期の史料を見る限り、相続を *adoptare/adoptio* で表現する明確な例、「名前の継承者とする」の言い回しは見いだされない。だが、クラッス・スキピオ、アッティクス、サルウィットに関する史料証言から、共和政末期の時点ですでにかかる曖昧化が生じていた可能性は十分推定できる。このことをより明確に示すと思

われるのが、カエサルとオクタウィウスとの有名な養子縁組である。

(5)ローマ史上重要な転換点となったカエサルとオクタウィウスの養子縁組。その背景に「名乗りの条件」の相続と養子縁組の区別の曖昧化を見て取れるのではないか。これを以下で示していく。

①まず問題となるのは、はたしてオクタウィウスの養子縁組がカエサル自身の意思にもとづくものだったかどうかである。史料はこぞって彼の遺言にオクタウィウスを養子にするむね記載があったとするが、これを無批判に信用してよいかどうか。

カエサルの遺言の内容を伝える諸史料のうち、もっとも整っているのが、スエトニウスである。スエトニウスは、オクタウィウスは三人の共同相続人の一人だとする一方、養子縁組をきわめて素っ気なく扱う。このことは、相続人指定こそが遺言の「頭であり基礎」(*Gai. 2. 229*)とするローマ人の慣習からして、遺言の趣旨に沿った説明と思われる。

とはいえ、スエトニウスの記述をそのまま信用すべきではない。カエサルは後生子の後見人を定めている。したがって、カエサルの遺言にあった第一相続人は、スエトニウスが述べるオクタウィウスではなく、後生子だったと見るのが必然である。

では、カエサルは本当にオクタウィウスを養子とするよう遺言したのか。スエトニウスによると、該当部分は遺言の「最後の頁」に記載されていたという。「最後の頁」とは、複数重ねて封印された書板の最後のもの、という意味である。では書板の最後に書かれた内容とは何だったか。

ガイウスによると、未成年者が相続したものの、成年に達する前に死亡した場合について、被相続人はあらかじめ遺言で補充相続人を定めておくことができた。ただ、不正を防止するため、関係の条項は別途封印し、遺言の最後部に付加する形をとる、という(*Gai. 2. 181*)。カエサルが後生子を第一相続人に指定したであろうことと、未成年相続人への補充指定とはよく整合する。

「最後の頁」とは後生子の補充指定であり、オクタウィウスはそこにおいてカエサルの養子とされたのではなく、実子早世の場合の相続人に指定されたと考えられる。

オクタウィウスの政敵アントニウスもみずからカエサルの「遺言による子」と称していた。もし遺言に養子縁組が明示されていたなら、そもそも彼はそのような主張をもちだしえなかつただろう（アントニウスは遺言の開封・朗読に立ち会っており、その内容を熟知していた）。

②前44年3月カエサル暗殺の報を受け、オクタウィウスはイタリアへ取って返す。上陸後遺言の内容を知らされるや、彼はただちに

名を「カエサル」とあらためた。そして同5月にローマに到着すると、プラエトルのもとに出頭した。この時点でオクタウィウスが行ったのは、養子縁組ではなく、遺産相続手続きであるのは明らかである。

キケロは、同6月以降一貫して、オクタウィウスを「オクタウィアヌス」「カエサル」と呼んでいる。これは他の同時代人たちの証言も同様である。マルクス・ブルトゥスの手紙(Br. 16. 17)は、一見彼がオクタウィウスによる「カエサル」の名乗りに否定的であるようにも見えるが、そうではない。正式な遺産相続手続き以降、彼の「カエサル」名はほぼ万人の諒解するところとなっていたといえる。

だが、オクタウィウスはたんに「カエサル」を名乗るのみならず、完全な意味での「カエサルの子」たろうとした。プラエトル面前での遺産相続後、引き続き彼はクリア会での養子縁組を求めたが、アントニウスの妨害にあう。だが一年後、アントニウスと手を組み武力でコンスル職を奪取するや、すぐさまクリア会を開催し、みずからの養子縁組を承認させた(前43年8月19日)。

この養子縁組手続きをめぐるのは研究者の間で議論があるが、それは、死後養子縁組のクリア会での承認を一般的な慣習と見るか、それともカエサルの場合に特異な例外的出来事と見るかである。いずれにせよしかし、この手続きの正当性が当時の人々に認められたことは間違いない。これをもって、確かにオクタウィウスは「カエサルの子」となったのである。

注目すべきは、にもかかわらずクリア会以前よりオクタウィウスが「カエサルの子」を公然と自称するのみならず、その自称がすでに広く周囲に認められていたことである。キケロ(Phil. 3. 15, etc.)やムナティウス・プランクスの言葉より、それは確認される。

③まとめ：たとえローマに死後養子縁組の慣習が実在したにせよ、オクタウィウスの場合にはそれにあたらない。彼は相続人として「カエサル」名を継承し、ようやく前44年8月のクリア会で正式にカエサルの養子となったのだ。それ以前の彼の「カエサルの子」の標榜はあくまでも非公式のものであったわけだが、にもかかわらず同時点ですでにそれは周囲に広く受け入れられていた。「カエサルの子」の標榜を積極的に受け入れた者(キケロ)、そうではない者(プランクス)いずれにあっても、たんなる相続人と養子との法的差異が強く意識された様子はいかえなく。その背景には、これらの区別が曖昧化する意識状況があったのではないか。

(6)以上の考察より、共和政末期以降、一般の養子縁組が徐々に行われなくなり、「名乗りの条件」の相続がそれに置き換わっていつ

た状況が見て取れる。

このような状況が現れた社会的背景の一つとして、伝統的な家意識の変化を指摘することができよう。R・H・サラーによると、元首政期に男系中心の親族構造(ファミリア型)から女系まで含むより広範な親族構造(ドムス型)への変化が起こったとされる。その後の研究は、この変化が共和政より進化した現象であるとしている。本研究もまたこうした見方を裏付けるように思われる。つまり、男系中心的な家意識の後退が、養子取りの動機を弱めたのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①安井 萌、古代ローマの「名乗りの条件」の相続について——その歴史的展開の様相——、史学雑誌、118編、8号、2009年(掲載予定)、査読あり

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安井 もゆる (YASUI MOYURU)

岩手大学・教育学部・准教授

研究者番号：70241502